

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和6年1月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20240105	株式会社 フザイン(法人番号 2120101006155) 代表者 木村 英一	大阪府堺市中区見野山209番地	仙台営業所	宮城県加美郡色麻町大字下新町北100番地1	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和5年5月16日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)運転者等台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(3)運転者の指導監督記録義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2
20240109	マイスター 株式会社(法人番号 2030001097163) 代表者 遠藤 貴司	福島県須賀川市仁井田字万開152番地1	本社営業所	福島県須賀川市仁井田字万開152番地1	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	法第17条第1項1号、法第17条第4項	令和5年8月24日、飲酒運転を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	4	6
20240110	あ印水産輸送 有限会社(法人番号 3380002022002) 代表者 比佐 忠	福島県いわき市小名浜下神白字綱取143番地の18	本社営業所	福島県いわき市小名浜下神白字林崎27-1	輸送施設の使用停止(90日車)及び文書警告	法第17条第1項1号、法第17条第4項	令和4年12月27日及び令和5年1月26日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施した結果、9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)乗務員に対し疾病・疲労のおそれのある状態での乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(4)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録義務違反【記録なし5件以下】(安全規則第8条)、(6)乗務等の記録義務違反【記載事項の不備】(安全規則第8条)、(7)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(8)死亡事故を惹起した運転者及び初任運転者に対する特別な指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)、(9)死亡事故を惹起した運転者に対する運転適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	9	9

20240116	舟木建材 株式会社 (法人番号 8380001023244) 代表 者舟木 敏夫	福島県東白川郡鮫 川村大字赤坂西野 字石ノ花84番地	浅川営業所	福島県石川郡浅川町大 字浅川字大明塚117- 30	輸送施設の使用停 止(210日車)及び文 書警告	法第17条第1項1 号、法第17条第4項	令和5年1月19日及び2月27日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反【未遵守計5件以下】(安全規則第3条第4項)、(2)乗務時間等告示の遵守違反【乗務時間等告示なお書きの遵守違反】(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第2項)、(4)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条)、(6)運行記録計の記録義務違反(安全規則第9条)、(7)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	21	21
20240130	能代運輸 株式会社 (法人番号 64100001007187) 代 表者與語 奨太	秋田県能代市河戸 川字北西山144番地 の2	きみまち営業 所	秋田県能代市二ツ井町 小繋字家後104-1	文書警告	法第17条第4項	令和5年3月29日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20240130	ヤマダ運輸 株式会社 (法人番号 1390001011287) 代表 者山口 長一	山形県西置賜郡白 鷹町大字十王3221 番地	南陽営業所	山形県南陽市宮内715 番地3	文書警告	法第17条第4項	令和6年1月19日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20240131	能代運輸 株式会社 (法人番号 64100001007187) 代 表者與語 奨太	秋田県能代市河戸 川字北西山144番地 の2	秋田港運事 業所	秋田秋田市飯島字穀丁 大谷地21-5	文書警告	法第17条第4項	令和5年3月28日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。